

和教学第167号

令和7年5月20日

和光市監査委員 山田 史明 様

和光市監査委員 内山 恵子 様

和光市長 柴崎 光子

「和光市職員措置請求書」に基づく監査結果への対応について

平素より本市行政運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年3月21日付け和監第82号の監査結果通知において、和光市長に対し勧告された「令和7年5月22日までに、本件契約が有効になるための適切な措置を講じること」につきましては、真摯に受け止め慎重に対応を検討しているところです。

現在は、埼玉県からの本件契約に関する法的な見解を5月16日に受領したところであり、その内容を精査している段階でございます。

そのため、現時点において具体的かつ有効な措置を講じることが難しい状況にあることを、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の対応につきましては、貴職からの勧告内容、これまでいただいた市議会からのご意見、市の顧問弁護士及び埼玉県の見解等を踏まえ、市として総合的な判断を行いたいと考えております。進捗があり次第、改めてご報告いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。